○総務省訓令第34号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成 30 年 9 月 28 日

総務大臣 野田 聖子

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準(平成13年1月6日 総務省訓令第67号)の一部を次にように改正する

(下線部は改正箇所を示す。)

改 正 後				改 正 前			
別表 2 (第 3 条関係)				別表2(第3条関係)			
無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項				無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項			
無線局の目	免許の主体及び開設の理由		通信事項	無線局の目	免許の主体及び開設の理由		通信事項
的				的			
[略]				[同左]			
公共業務用	[略]			公共業務用	[同左]		
	43	海上保安庁又は航路標	航路標識に関する事		43	海上保安庁が、船舶の	航路標識に関する事
		識法(昭和24年法律第	項			航行に必要な航路標識	項
		99号) 第3条第1項の				の設置及び運用に必要	
		規定により航路標識の				な通信を行うために開	
		設置の許可を受けた者				設するものであるこ	
		が、船舶の航行に必要				と。	
		な航路標識の設置及び					
		運用に必要な通信を行					
		うために開設するもの					
		であること。					
	[略]				[同左]		
[略]				[同左]			

第1 航空海上関係

「1·2 略]

- 3 一般業務用(通信事項が水先・引き船に関する事項の船上通信局の場合 に限る。)
- (1) 通信事項は、水先・引き船に関する事項であること。
- (2) 通信方式は、以下のとおりであること。

ア アナログ通信方式のもの

- (ア) 150MHz 帯の周波数の電波を使用するものについては、一周波単信方式であること。
- (イ) 457. 5125MHz を超え 457. 5875MHz 以下及び 467. 59375MHz を超え 467. 63125MHz 以下の周波数の電波を使用するものについては、一周 波単信方式であること。
- イ デジタル通信方式のもの

457. 5125MHz を超え 457. 5875MHz 以下及び 467. 5125MHz を超え467. 5875MHz 以下の周波数の電波を使用するものについては、一周波単信方式、二周波単信方式及び二周波半複信方式であること。

[削る]

- (3) 電波の型式は、アナログ通信方式のものにあっては F3E、デジタル通信方式のものにあっては F1D 及び F1E であること。

 $[4 \sim 22$ 略]

第1 航空海上関係

「1・2 同左]

- 3 一般業務用(通信事項が水先・引き船に関する事項の船上通信局の場合 に限る。)
 - (1) 通信事項は、水先・引き船に関する事項であること。
 - (2) 通信方式は、以下のとおりであること。
 - ア <u>150MHz</u> 帯の周波数の電波を使用するものについては、一周波単信方 式であること。

- イ 400MHz 帯 (457.5125MHz を超え 457.5875MHz 以下の周波数をい う。)の周波数の電波を使用するものについては、一周波単信方式、 二周波単信方式及び二周波半複信方式であること。
- <u>ウ</u> 400MHz 帯 (467.5MHz を超え 467.65MHz 以下の周波数をいう。) の 周波数の電波を使用するものについては、一周波単信方式であるこ と。
- (3) 電波の型式は、F3Eであること。
- (4) 空中線電力は、150MHz 帯の周波数の電波を使用するものについては 1 W以下、400MHz 帯の周波数の電波を使用するものについては 2 W以下であること。

[4~22 同左]

附則

この訓令は、平成30年9月28日から施行する。